

6月10日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年6月11日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、群馬県、石川県及び熊本県の3県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「まん延防止等重点措置」が、6月13日をもって終了することとなりました。これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、文部科学省では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言

等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）によりお知らせしたとおり、高等学校、特別支援学校等について、抗原簡易キットの可能な限り早い配付を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施するため、関係府省と連携しながら検査の実施体制等について検討を進めており、今後、具体的な対応について決まり次第お知らせしますので、申し添えます。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、各地で変異株の感染者割合が上昇し、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、このところ学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例も出ており、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に

御配意いただきたいこと。

- ・「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver. 6）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

2. 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合、又はそれに付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが複数発生しているところ。

こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

このことも踏まえ、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4. 運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行って

いない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5. 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030610.pdf

（関連する記載の抜粋）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（2）サーベイランス・情報収集

②（略）政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。このため、学校及び職場等における検査の実施体制及び促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連する事項について早急に具体化を図る。（略）

（3）まん延防止

7) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が

登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。

＜感染リスクの高い活動等の制限等＞

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

＜部活動に付随する場面での対策の徹底＞

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

＜学校全体としての取組＞

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。